

(地 I 146)

平成 27 年 8 月 12 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について（依頼）」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に、「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」の通知がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

マイナンバーについては、平成 27 年 10 月より、全国民に通知カードが簡易書留にて郵送されることとなっております。その送付先としましては、基本的には住民票の住所宛に送られますが、一人暮らしで長期間、医療機関に入院されている方や、10 月 5 日以降に長期間の入院が予定されている方のうち、入院先での受取を希望する方については、居所情報登録申請書の提出により、郵送場所の変更が認められております。その場合、患者本人又は代理人が 8 月 24 日（月）から 9 月 25 日（金）までの間に、入院（予定）医療機関の確認印のある申請書を住民票の市区町村に郵送又は持参することにより、10 月 5 日から 11 月末までの間に、入院医療機関宛に通知カードが送付されることとなりました。

つきましては、貴医師会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下医療機関での申請書の確認と押印、通知カードの受付と患者への引き渡し等に関する周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。併せて、総務省より提供のありました周知用のポスター、リーフレット、マ

イナンバー制度の概要（サマリー版）を各十部同封いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。これらの資料及び同封した説明資料「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編」については、下記のアドレスからダウンロードによる利用が可能です。

なお、本件につきましては、貴会管下郡市区等医師会にも同様の周知依頼を直接お送りしておりますことを申し添えます。

記

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

以上

＜同封資料＞

- １．日本医師会發文書（貴会宛の本文書及び貴会管下郡市区等医師会宛文書）
- ２．厚生労働省發文書及び各種添付資料
- ３．ポスター（B2 サイズ、折り畳み）１０部
- ４．リーフレット１０部
- ５．マイナンバー制度の概要（サマリー版）１０部
- ６．説明資料「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編」



(地 I 147)

平成 27 年 8 月 12 日

郡市区等医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請等について（依頼）」について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局総務課より各都道府県等衛生主管部（局）長宛に、「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」の通知がなされるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

マイナンバーについては、平成 27 年 10 月より、全国民に通知カードが簡易書留にて郵送されることとなっております。その送付先としましては、基本的には住民票の住所宛に送られますが、一人暮らしで長期間、医療機関に入院されている方や、10月5日以降に長期間の入院が予定されている方のうち、入院先での受取を希望する方については、居所情報登録申請書の提出により、郵送場所の変更が認められております。その場合、患者本人又は代理人が8月24日(月)から9月25日(金)までの間に、入院（予定）医療機関の確認印のある申請書を住民票の市区町村に郵送又は持参することにより、10月5日から11月末までの間に、入院医療機関宛に通知カードが送付されることとなりました。

つきましては、貴医師会におかれましても本件に関してご了解いただきますとともに、貴会管下医療機関での申請書の確認と押印、通知カードの受付と患者への引き渡し等に関する周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。併せて、総務省より提供のありました周知用のポスター、リーフレット、マ

イナンバー制度の概要（サマリー版）を各十部同封いたしましたので、ご活用いただければ幸いです。これらの資料及び同封した説明資料「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編」については、下記のアドレスからダウンロードによる利用が可能です。

なお、本件につきましては、都道府県医師会にも同様の周知依頼をお送りしておりますことを申し添えます。

記

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000062603.html>

以上

<同封資料>

- | | |
|--------------------------------------|-----|
| 1. 日本医師会發文書（この文書） | |
| 2. 厚生労働省發文書及び各種添付資料 | |
| 3. ポスター（B2 サイズ、折り畳み） | 10部 |
| 4. リーフレット | 10部 |
| 5. マイナンバー制度の概要（サマリー版） | 10部 |
| 6. 説明資料「マイナンバー 社会保障・税番号制度が始まります 入門編」 | |